令和８年度　第７回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和８年９月

魚 沼 市 農 業 委 員 会

別紙 1

令和８年度第７回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席　１６名　　定員　１９名
欠席　　３名　　欠員　　０名

（委員）

出	欠	席番	氏　　名	備　　考
○		1	青　山　春　彦	
	○	2	上 村 喜 久 雄	
○		3	小　岩　孝　徳	議事参与の制限
○		4	星 仁 右 ェ 門	
○		5	櫻　井　信　夫	
○		6	大　塚　　寛	
○		7	井　上　　健	
	○	8	髙　橋　英　毅	
○		9	渡　邉　英　男	
○		１０	佐　藤　隆　雄	
	○	１１	浅　井　　厚	
○		１２	野　沢　忠　男	
○		１３	瀧　澤　　悟	
○		１４	森 山 由 利 子	
○		１５	韮　澤　芳　子	
○		１６	貝　瀬　　健	
○		１７	星　　幸　男	
○		１８	星　野　幸　夫	
○		１９	桑　原　正　文	

（事務局）

出	欠	氏　　名	備　　考
○		星　野　　崇	
○		星　野　　巧	
○		櫻　井　紀　彦	
○		菅　井　智　弥	

別紙 2

令和８年度
第７回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和８年９月 25 日

日 程	議案番号	付　　議　　事　　件
		開会宣言　　9 時 30 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について ７番　井上　健　委員 ９番　渡邉　英男　委員
3	報告第１号 報告第２号	農地法第 18 条第６項の規定による届出について 農地法第３条の３の規定による届出について
4	議案第１号 議案第２号 議案第３号 議案第４号 議案第５号	農地法第３条の規定による許可申請について 農地法第４条第１項の規定による許可申請について 農地法第５条第１項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他 閉会宣言　　10 時 35 分

令和８年度　第７回魚沼市農業委員会総会議事録

令和８年度第７回魚沼市農業委員会総会は、令和８年９月 25 日魚沼市役所本庁舎３階 301、302 会議室に招集された。

１．出席委員は、別紙１のとおりである。
２．本総会に付議された事件は、別紙２のとおりである。

事務局（星野局長）
定刻になりますので、ただ今から令和８年度第７回魚沼市農業委員会総会を開会いたします。
総会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、在任委員 19 名のうち、欠席の届けがございましたのが、議席番号２番上村喜久雄委員、議席番号８番髙橋英毅委員でございますけども、まだ議席番号 11 番浅井厚委員がお見えでございませんが、現時点の出席者 16 名ということで、魚沼市農業委員会会議規則第７条の規定による定足数に達しておりますので、ただ今から令和８年度第７回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。
はじめに桑原会長からご挨拶をいただきます。

（時刻は 9 時 30 分）

桑原会長
（挨拶）

会 務 報 告

議　長（桑原会長）
それでは、日程第１報告事項会務報告、事務局よろしくお願いします。

事務局（星野局長）
主要会務報告、主要会務予定について説明

議　長（桑原会長）
続きまして、部会報告をお願いいたします。

第１地区部会会長（瀧澤悟委員）
第１部会では、特に報告する事項はございません。以上です。

第２地区部会会長（櫻井信夫委員）
総会終了後、農地パトロール調査結果の整理及び検討会を行いますので、お集まり願いたいと思います。以上です。

第３地区部会会長（青山春彦委員）
　第３部会は、報告事項は特にございません。

第４地区部会会長（小岩孝徳委員）
　第４部会、総会終了後に農地パトロール報告検討会を行いますので、後ろにお集まりください。以上です。

議　長（桑原会長）
　ありがとうございました。それでは、ただ今の報告について、皆さんからご質問・ご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。
　（特になし）
　しばらくして特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議　長（桑原会長）
　日程第２議事録署名委員の指名について、会議規則第 14 条にも掲げてあります。議長に一任願いますでしょうか。
　「異議なし」の声あり。
　それでは、異議なしの声がありますので、指名させていただきます。それでは、議席番号７番井上健委員、それから議席番号９番渡邉英男委員にお願いいたします。

農地法第 18 条第６項の規定による届出について

議　長（桑原会長）
　続きまして、日程第３報告第１号農地法第 18 条第６項の規定による届出についてを提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（菅井主事）
　議案書の３ページをご覧ください。
　日程第３報告第１号農地法第 18 条第６項の規定による届出について、今月は７件、20 筆、22,104 ㎡の届け出がありました。番号が１から始まるものについては賃貸借の契約です。番号が２から始まるものについては使用貸借の契約です。番号が３から始まるものについては不明権利による貸借になります。
　解約の理由としては、契約内容の変更、公共事業に関わる土地の売買、離農、非農地の申請のためとなっています。詳細については、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議　長（桑原会長）
　報告第１号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見がある方は、ご発言をお願いいたします。
「なし」の声あり。
　なしの声がありますので、特になければ、報告第１号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第３条の３の規定による届出について

議　長（桑原会長）
　続きまして、日程第３報告第２号農地法第３条の３の規定による届出についてを提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（菅井主事）
　議案書の５ページをご覧ください。
　報告第２号農地法第３条の３の規定による届出について、今月は 12 件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。
　なお、権利取得期日から年数が経っている届け出については、相続手続きの遅れ等により、司法書士から提出のあった申請もあります。説明は以上です。

議　長（桑原会長）
　報告第２号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見がある方は、ご発言をお願いいたします。
「なし」の声あり。
　なしの声がありますので、特にないようですので、報告第２号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第３条の規定による許可申請について

議　長（桑原会長）
　続きまして、日程第４議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）
　議案書の７ページをご覧ください。
　日程第４議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買４件、賃貸借権設定６件、使用貸借権設定４件です。
　なお、整理番号１番については議事参与の制限があります。

議　長（桑原会長）
　まず、整理番号１番について、小岩委員の退席をお願いいたします。
（小岩委員退席）

事務局（星野係長）
　整理番号１　申請地　　＊＊＊＊＊　田ほか６筆　合計 8,053 ㎡
　　権利種別　所有権移転　売買　＊＊＊＊＊円
　　譲受人　　＊＊＊＊＊
　　譲渡人　　＊＊＊＊＊
　　亡＊＊＊相続財産清算人　司法書士　＊＊＊
　申請の理由は、所有者死亡に伴い相続財産清算人による相続財産の清算のためです。所有者である＊＊＊の死亡に伴い、相続人不存在のため家庭裁判所より選任された相続財産清算人（司法書士　＊＊＊）が、財産清算を目的として、本農地を譲受人に売却するものです。
　譲受人は、これまで該当の農地を耕作してきた経緯があります。相続放棄によって管理されず、優良農地の真ん中に雑草が生い茂る放棄地になってしまうのであれば、買い受けて耕作したいとのことにより申請がされました。清算を扱う裁判所、譲受人、譲渡人などの関係者の協議の上、了承が取れていることから許可相当と考えられます。

議　長（桑原会長）
　それでは、整理番号１番について地区担当委員の補足説明をお願いいたします。

大塚寛委員
　整理番号１番ですが、譲受人に連絡をして、９月 21 日に大塚推進委員と二人で譲受人から同行していただきまして、現地を確認させていただきました。現地は既に刈り入れ作業が終了した状態でございました。また一部作付けされていませんでしたが、草刈りなどの管理は行ってあり、管理状態は良好でございましたので、何の問題もないと思います。譲渡人等の詳細などにつきましては、ただ今事務局の説明をしていただいたとおりでございます。何の問題もございません。以上です。

議　長（桑原会長）
　ありがとうございました。それでは、質問等がないでしょうか。
　（特になし）
　しばらくないようですので、採決に入ります。
　所有権移転売買に関する整理番号１番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。
　「異議なし」の声あり。
　異議なしと認め、許可いたします。

　それでは、小岩委員の退席を解きますので、よろしくお願いいたします。
　（小岩委員着席）
　それでは、続きまして整理番号２番から順次説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

整理番号２番と３番につきましては、譲受人と目的が同じですので、申請理由についてまとめて説明させていただきます。

整理番号２　申請地　　＊＊＊＊＊　田　1,551 ㎡
権利種別　所有権移転　売買　＊＊＊＊＊円
譲受人　　＊＊＊＊＊
譲渡人　　＊＊＊＊＊

整理番号３　申請地　　＊＊＊＊＊　田　4,174 ㎡
権利種別　所有権移転　売買　＊＊＊＊＊円
譲受人　　＊＊＊＊＊
譲渡人　　＊＊＊＊＊

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲受人がライスセンターを建設するため農地を購入し、分筆して残った申請地についても経営規模拡大を図りたい譲受人が耕作するため、売買の話がまとまり合意に至ったものであります。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号４　申請地　　＊＊＊＊＊　田　827 ㎡
権利種別　所有権移転　売買　＊＊＊＊＊円
譲受人　　＊＊＊＊＊
譲渡人　　＊＊＊＊＊

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢で耕作できないため、経営規模の拡大を希望している譲受人に売買することで話がまとまったものです。譲受人は農業経験もありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号５　申請地　　＊＊＊＊＊　田ほか２筆　合計 1,832 ㎡
権利種別　賃貸借権設定　賃借料＊＊＊＊円（＊＊＊＊円/10a）
契約期間　令和８年 10 月１日から令和 13 年９月 30 日　５年間
借受人　　＊＊＊＊＊
貸付人　　＊＊＊＊＊

申請の理由は、耕作便利なためです。申請地は貸付人が耕作できないため、親戚である借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了したため、近隣で耕作していて耕作が便利なため、５年間の賃貸借の再設定をするものです。借受人は農業経験も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号６　申請地　　＊＊＊＊＊　田　1,386 ㎡
権利種別　賃貸借権設定　賃借料＊＊＊＊円（＊＊＊＊円/10a）
契約期間　令和８年 10 月１日から令和 13 年９月 30 日　５年間
借受人　　＊＊＊＊＊
貸付人　　＊＊＊＊＊

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は貸付人が相続により取得しましたが、市外に在住していて耕作ができないため、認

定新規就農者で経営規模拡大したい借受人と話がまとまったものです。借受人は農業経営へ意欲があるので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号７番から９番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号７　申請地　　＊＊＊＊＊　田ほか５筆　合計 4,327 ㎡
権利種別　賃貸借権設定　賃借料＊＊＊＊円（＊＊＊＊円/10a）
契約期間　令和８年９月 25 日から令和 27 年５月 31 日　19 年間
借受人　　＊＊＊＊＊
貸付人　　＊＊＊＊＊

整理番号８　申請地　　＊＊＊＊＊　畑　4,795 ㎡
権利種別　賃貸借権設定　賃借料＊＊＊＊円（＊＊＊＊円/10a）
契約期間　令和８年９月 25 日から令和 27 年５月 31 日　19 年間
借受人　　＊＊＊＊＊
貸付人　　＊＊＊＊＊

整理番号９　申請地　　＊＊＊＊＊　田ほか３筆　合計 2,908 ㎡
権利種別　賃貸借権設定　賃借料＊＊＊＊円（＊＊＊＊円/10a）
契約期間　令和８年９月 25 日から令和 27 年５月 31 日　19 年間
借受人　　＊＊＊＊＊
貸付人　　＊＊＊＊＊

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。従前の借主であった夫から妻へ農業経営主を変更することに伴う、賃貸借契約の再締結です。新経営主となる借受人はこれまでも日常的に農作業に従事しており、経営面積や機械設備等に変わりはなく、周辺の農地利用に支障を及ぼす恐れもなく、今後も経営規模を拡大していく予定であり、すべての農地を効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 10　申請地　　＊＊＊＊＊　田ほか１筆　合計 1,275 ㎡
権利種別　賃貸借権設定　賃借料＊＊＊＊円（＊＊＊＊円/10a）
契約期間　令和８年 10 月１日から令和 13 年９月 30 日　５年間
借受人　　＊＊＊＊＊
貸付人　　＊＊＊＊＊

申請の理由は、耕作便利なためです。申請地は貸付人が相続により取得しましたが耕作ができないため、借受人が近隣で耕作しており耕作便利のため耕作されてきましたが、賃貸借契約が満了したため、賃貸借の再設定をするためです。借受人は農業経験も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 11 番から 14 番は農業者年金受給及び親子間での使用貸借権の設定ですので、説明を省略させていただきます。

以上、整理番号２番から 14 番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法

第３条第２項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。第１号議案については以上です。

議　長（桑原会長）
それでは、地区担当委員の補足説明をお願いいたします。

貝瀬健委員
整理番号２番・３番ですが、初めてなので上手く説明できるか分からないですが、譲受人に確認をしまして、長年に渡り借りていましたが、今回正式に買い受けることになり、手続きを行っているということで現地を確認しましたが、きちんと耕作されており譲受人もしっかりした組織なので問題ないと思います。以上です。

櫻井信夫委員
整理番号４番ですが、９月 18 日に電話連絡しまして、本人立ち合いのもと現地確認。譲渡人は会社を経営している傍ら、農地を所有し営農をしていたが、譲受人との間で売買の話がまとまり、譲受人が耕作をするものであり、農機具を所有し、効率的に利用するものと認められます。
整理番号７番についても、９月 18 日に連絡を取りまして現地確認しました。借受人は営農者であって、農業機械を所有し、貸付人から農地を借り受け、効率的に耕作するものと認められ、今後も営農に問題ないと認められます。
整理番号９番につきましても、９月 18 日に連絡を取って現地確認。借受人は営農者であり、貸付人から農地を借り受けて、営農するもので、農業機械を所有しており、問題ないと認められます。以上です。

佐藤隆雄委員
整理番号５番ですが、借受人宅へ９月 20 日に電話で連絡して伺いまして、現地確認、色々お話しを聞いたのですが、賃貸借の継続であり、本人もまだ若く、やる気も満々なんで問題ないと思いますし、色々打ち合わせした中で問題はないかと思います。

星野幸夫委員
整理番号６番についてですが、９月 22 日に借受人に電話連絡を取り、現地確認は都合がつかないということで、仲丸推進委員と二人で現地を確認しました。現地は刈り取りは済んでいて、しっかり管理されているということが確認できました。また、借受人の住所が市外になっているのですが、実家が市内にあるそうで、そこを拠点に引き続き耕作をしていくとのことでした。詳細は事務局の説明どおりです。
整理番号８番につきましてですが、９月 22 日に借受人と連絡を取り、９月 24 日に借受人立ち合いで馬場推進委員と二人で現地を確認しました。現地は以前より借受人が畑として耕作していまして、これからも引き続き耕作をして、経営規模の拡大に努めていくとのことでした。詳細は事務局の説明どおりです。

議　長（桑原会長）
ありがとうございました。
整理番号 10 番については、事務局の説明のとおりです。

以上で、地区担当委員の補足説明が終わりました。皆さんから質問・ご意見がありますでしょうか。

（特になし）

しばらくしてないようですので、それでは議決に入ります。まず、議決については権利の種別ごとに行います。

まず、整理番号２番から４番の所有権移転売買について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、整理番号５番から 10 番の賃貸借権設定について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、整理番号 11 番から 14 番までの使用貸借権設定について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可といたします。

農地法第４条第１項の規定による許可申請について

議　長（桑原会長）

続きまして、日程第４議案第２号農地法第４条第１項の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の 13 ページをご覧ください。

議案第２号農地法第４条第１項の規定による許可申請について、今月の申請は２件です。

整理番号１　申請地　　＊＊＊＊＊　畑　119 ㎡
申請人　　＊＊＊＊＊
転用目的　一般住宅敷地
申請概要　昭和 60 年頃より利用している宅地と一体利用の庭用地
農地区分　第 3 種農地
判断理由　申請地から概ね 300m以内に＊＊＊＊＊があるため

申請地は、既に亡くなっております現所有者である申請人の父が、昭和 32 年に隣接する宅地に住宅を新築した後、昭和 60 年頃に事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、転用の許可を得ないまま、隣接する住宅地と地続きであったことから、地目や筆界を意識せずに申請地に石垣を造成し、庭用地として宅地と一体的に利用していました。

今回、隣接する住宅及び申請地を、現在住宅を借りている者に売却することとなったことから、始末書が提出され、今後の法令順守を誓い、追認の案件として申請があったものです。

整理番号２　申請地　　＊＊＊＊＊　田ほか１筆　合計 280 ㎡
申請人　　＊＊＊＊＊
転用目的　一般住宅敷地及び物置建築敷地
申請概要　昭和 62 年頃に造成済の宅地及び物置建築敷地
農地区分　第１種農地
判断理由　住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため

申請地は、既に亡くなっております現所有者である申請人の父が、昭和 62 年に申請地の北側隣接地２筆の農地転用許可を得て、住宅を新築しましたが、その際に本申請地２筆について、転用の許可を得ないまま、併せて一体的に造成工事をしてしまい、宅地及び物置敷地として利用していました。現所有者は市外に在住しており、現在は空き家となっておりますが、農地法違反の状態を解消したいことから、この度相続人により始末書が提出され、今後の法令順守を誓い、追認の案件として申請があったものです。

議　長（桑原会長）
それでは、地区担当委員の補足説明をお願いします。

青山春彦委員
整理番号１番ですが、９月 20 日に山之内推進委員と２人で代理人行政書士立ち合いで現地確認を行いました。亡き父が居宅を新築した後に申請地が地続きだったため、土地の地目を意識せずに一部の宅地を含め庭として利用していたものと思われます。始末書の提出もあり許可申請に至ったことから問題はないと思います。詳細は事務局の説明のとおりです。

渡邉英男委員
整理番号２番ですが、９月 21 日に現地で代理人行政書士より説明を受けました。なんというか、今更どうしようもないということで、この度ちゃんと転用申請をするということなんで問題ないと思いました。以上です。

議　長（桑原会長）
ありがとうございました。それでは地区担当委員の補足説明が終わりました。他に質問・ご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。
（特になし）
しばらくしてないようですので、採決に入ります。
整理番号１番並びに２番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり。
異議なしと認め、許可いたします。

農地法第５条第１項の規定による許可申請について

議　長（桑原会長）

次、日程第４議案第３号農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の 15 ページをご覧ください。

議案第３号農地法第５条第１項の規定による許可申請について、今月の申請は３件です。

整理番号１　申請地　＊＊＊＊＊　田ほか１筆　合計 2,232 ㎡
譲受人　＊＊＊＊＊
譲渡人　＊＊＊＊＊
転用目的　資材置場、車庫建築敷地及び土石の仮置場
申請概要　工事関連用資材置場敷地、車庫建築敷地及び土石等置場
農地区分　第３種農地
判断理由　住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしているため
権利種別　所有権移転　売買

譲受人は現在、申請地西側の隣接地に事業所を構え、土木工事業等を営んでおりますが、申請地を建設資材置き場及び重機用の車庫建築敷地並びに土石の仮置き場として利用したいため、転用の申請があったものです。

なお、本申請地は約 31 年前の平成７年６月に残土処理場として農地法第５条一時転用の許可が出ておりましたが、一時転用の完了日を経過しても農地に復元せず、そのまま資材置場等敷地として違反状態のまま利用してしまっていました。そのため、この度始末書が提出され、今後の法令順守を誓い、所有権移転を伴う追認の案件として申請があったものです。

整理番号２　申請地　＊＊＊＊＊　田ほか３筆　合計 612 ㎡
譲受人　＊＊＊＊＊
譲渡人　＊＊＊＊＊
転用目的　資材置場敷地
申請概要　建築資材置場敷地
農地区分　第３種農地
判断理由　申請地の概ね 300ｍ以内に＊＊＊＊＊があるため
権利種別　所有権移転　売買

譲受人は現在、申請地より約６㎞ほど離れた＊＊地域に事務所を構え、建築、土木工事事業等を営んでおりますが、＊＊地域での新築及びリフォーム工事が増加し、建築用足場等の移動が大変であったことから、資材置場の拠点地を探していました。申請地については、幹線道路から近く、前面道路が広く大型車での資材搬入が容易であるなどの交通の利便

性が良いこと、近隣に農地がなく一定の広さもあり、休耕田でもあったことから建設資材置場拠点として適していると考え、転用の申請があったものです。

整理番号３　申請地　　＊＊＊＊＊　畑ほか１筆　合計 407 ㎡
譲受人　　＊＊＊＊＊
譲渡人　　＊＊＊＊＊
転用目的　一般住宅敷地及び物置建築敷地
申請概要　住宅前通路及び物置敷地並びに庭用地
農地区分　第３種農地
判断理由　住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしているため
権利種別　所有権移転　売買

譲受人は現在、市内の賃貸住宅に居住しておりますが、申請地に隣接する住宅と併せて申請地を取得し、宅地と一体的に利用したいため、申請があったものです。

なお、申請地は既に亡くなっております譲渡人の父が、事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、転用の許可を得ないまま昭和 42 年頃に＊＊＊にあっては東側に隣接する自宅前の通路として、東側の＊＊＊にあっては物置を建築して利用してしまっていました。そのため、この度譲渡人より始末書が提出され、今後の法令順守を誓い、追認の案件として申請があったものです。

議　長（桑原会長）
それでは地区担当委員の補足説明を行いますが、整理番号１番については事務局の説明のとおりです。

渡邉英男委員
整理番号２番ですが、９月 23 日に現地で瀧澤推進委員と共に代理人行政書士より説明を受けました。事務局の説明どおり、問題ないと思いました。以上です。

青山春彦委員
整理番号３番ですが、９月 22 日に山之内推進委員と２人で代理人行政書士立ち合いのもとで現地確認を行いました。説明どおり、＊＊＊については隣接の住宅の物置として転用せずに建築されたものと思われます。＊＊＊については住宅及び物置前の通路として利用していたものです。通路としての法廷外道路がありますが、幅員が２ｍ未満と狭いため、申請土地を通路の拡張用地として利用していたものです。今後、現況のまま売買するという方向であることから、許可申請に至ったものであり、問題はないと思います。詳細は事務局の説明のとおりです。以上です。

議　長（桑原会長）
ありがとうございました。それでは、地区担当委員の補足説明が終わりました。皆さんから質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。
（特になし）
しばらくしてないようですので、採決に入らせていただきます。

整理番号１番・２番・３番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり。
異議なしと認め、許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議　長（桑原会長）
続きまして、日程第４議案第４号農地法の適用を受けない事実確認の決定についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）
議案書の 17 ページをご覧ください。
議案第４号農地法の適用を受けない事実確認の決定についてを説明いたします。これは、農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。
今月は２件、９筆、合計 2,285 ㎡です。

整理番号１	申請地	＊＊＊＊＊　田ほか 3 筆　合計 324 ㎡
	申請人	＊＊＊＊＊
	新地目	原野または山林
	非農地の原因	いずれも＊＊地域に位置し、15 年前頃より耕作放棄に。＊＊の３筆については災害による＊＊川の河川改修により面積が狭小となり、耕作に適さなくなった。現況は雑草雑木が繁茂し、原野化の状況。＊＊＊にあっては、＊＊＊川沿いの山中深く、接道が無いため現地到達困難。面積狭小であり、周囲と一体山林の状況。以上のことから耕作不適・耕作不便。
整理番号２	申請地	＊＊＊＊＊　田ほか 4 筆　合計 1,961 ㎡
	申請人	＊＊＊＊＊
	新地目	原野
	非農地の原因	いずれも＊＊地域の平地に位置し、平成年月日不詳より耕作放棄に。＊＊＊にあってはＪＲ只見線の線路と破間川に挟まれた不整形地であり、接道がないため、農耕車両通行不能。ほか４筆にあっては、面積狭く、不整形、傾斜地であることから農耕車両の進入が難しく、作業効率が悪いことから耕作放棄に。現況は５筆とも雑草雑木が繁茂し、周辺一体原野化の状況。以上のことから、耕作不適・耕作不便。

以上、２件９筆につきまして、現地確認等の状況から変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議　長（桑原会長）
　議案第４号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見がある方は、発言をお願いいたします。
　「なし」の声あり。
　しばらくしてないようですので、それでは採決に入ります。
　議案第４号農地法の適用を受けない事実確認の決定について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。
　「異議なし」の声あり。
　異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議　長（桑原会長）
　続きまして、日程第４議案第５号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）
　議案書の 19 ページをご覧ください。
　議案第５号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。令和８年９月７日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が魚沼市長より届いております。この農用地利用集積等促進計画につきましては、農業委員会の意見を聞くこととなっておりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。従いまして、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。

利用権設定	件数	13 件
	筆数	76 筆
	面積	57,389.12 ㎡

　なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和８年 11 月 27 日からとなります。
　ご審議よろしくお願いします。

議　長（桑原会長）
　議案第５号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見がある方は、ご発言をお願いいたします。
　「なし」の声あり。
　しばらくしてないようですので、議案第５号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。
　「異議なし」の声あり。
　それでは、異議なしと認め、意見特になしで報告をいたします。

その他

事務局（菅井主事）
・広報について
・10 月 17 日開催の農業祭について
・10 月 19 日開催の新潟県農業委員会大会について
・活動記録簿について

事務局（櫻井主任）
・重点農地パトロール利用状況調査報告検討会について

事務局（星野事務局長）
・11 月総会後開催予定の認定農業者意見交換会の事前打ち合わせについて

議　長（桑原会長）
それでは、これで提案された議案は全て終了いたします。

（時刻は 10 時 35 分）

上記会議の内容は、令和８年度第７回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和８年１０月２６日

魚沼市農業委員会

議　　長		桑原　正文
議席番号	７番	井上　健
議席番号	９番	渡邉　英男